＜　参考資料　＞
2023年8月24日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

空気中放射性物質濃度の分析結果(1~4号機)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/cm^3)	Cs-134 (Bq/cm^3)	Cs-137 (Bq/cm^3)
1号機原子炉建屋　原子炉ウェル上部　北側	2023/07/11 09:50　～　2023/07/11 10:20	<9.9E-08	<1.1E-07	3.4E-07
1号機原子炉建屋　機器ハッチオペフロ階※1	2023/07/11 09:05　～　2023/07/11 09:35		<1.1E-07	<1.0E-07
1号機原子炉格納容器ガス管理設備出口	2023/07/07 06:54　～　2023/07/07 07:34	<7.5E-07	<1.0E-06	<7.3E-07
2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備出口※3	2023/07/06 07:06　～　2023/07/06 08:06	<9.7E-08	<1.2E-07	<9.0E-08
2号機原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備入口※3	2023/07/06 07:18　～　2023/07/06 08:18	<9.9E-08	3.1E-06	1.2E-04
2号機原子炉格納容器ガス管理設備出口	2023/07/06 07:03　～　2023/07/06 07:13	<6.4E-07	<1.3E-06	<7.8E-07
3号機原子炉建屋上部　原子炉上南側	2023/07/05 07:25　～　2023/07/05 07:55	<9.9E-08	<1.1E-07	2.1E-06
3号機原子炉建屋上部　機器ハッチ開口部	2023/07/05 08:05　～　2023/07/05 09:05	<9.9E-08	<9.6E-08	<9.6E-08
3号機燃料取出し用カバー換気設備入口	2023/07/05 07:39　～　2023/07/05 10:39	-※4	<1.0E-07	7.9E-08
3号機燃料取出し用カバー換気設備出口	2023/07/05 07:29　～　2023/07/05 10:29	-※4	<7.4E-08	<6.9E-08
3号機原子炉格納容器ガス管理設備出口	2023/07/05 08:08　～　2023/07/05 08:18	<8.0E-07	<9.1E-07	<7.9E-07
4号機燃料取出し用カバー換気設備入口※1	2023/07/13 02:51　～　2023/07/13 03:51		<1.1E-07	<9.8E-08
4号機燃料取出し用カバー換気設備出口※1	2023/07/13 06:51　～　2023/07/13 09:51		<1.6E-08	<9.8E-09
4号機原子炉建屋　SFP近傍※1	2023/07/13 07:05　～　2023/07/13 08:05		<1.1E-07	<8.7E-08
4号機原子炉建屋　チェンジング近傍※1	2023/07/13 01:50　～　2023/07/13 02:50		<1.1E-07	<9.7E-08
1号機廃棄物処理建屋　西側開口部※1	2023/07/14 07:24　～　2023/07/14 07:31		<1.0E-06	<9.8E-07
2号機廃棄物処理建屋　西側開口部※1	2023/07/14 07:14　～　2023/07/14 07:21		<1.3E-06	<9.4E-07
プロセス主建屋　4階大物搬入口※1	2023/07/14 06:54　～　2023/07/14 07:01		<9.3E-07	<9.7E-07
サイトバンカ建屋開口部　大物搬入口※1	2023/07/14 07:05　～　2023/07/14 07:12		<1.2E-06	<9.3E-07
焼却工作建屋開口部　南西側開口部※1	2023/07/14 06:51　～　2023/07/14 06:58		<1.1E-06	<9.3E-07
告示濃度限度※2		1E-03	2E-03	3E-03

・核種毎の半減期：I-131(約8日)，Cs-134(約2年)，Cs-137(約30年)
・不等号（＜：小なり）は，検出限界値未満（ND)を表す。
・採取中止の項目は「－」と記す。
・○.○E±○とは，○.○×$10^{\pm○}$であることを意味する。
（例）3.1E+01は3.1×10^{1}で31，3.1E+00は3.1×10^{0}で3.1，3.1E－01は3.1×10^{-1}で0.31と読む。
※1　分析結果は粒子状のみの値。
※2　告示濃度限度：東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
（別表第1第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度）
※3　2号機原子炉建屋燃料取り出し用構台換気設備については，運用開始前である。

※4　I-131捕集フィルターに気体が通過していないことを確認したため，「-」(欠測)に訂正。
（確認日：2024年7月4日，訂正日：2024年10月29日）